令 和 7 年 7 月 4 日

広島市ＰＴＡ協議会会長 様

広島県教育委員会教育長
（豊かな心と身体育成課）
（ 生 涯 学 習 課 ）

夏季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について（依頼）

このことについて、広島市教育長へ別紙写しのとおり通知しておりますので、御協力をお願いします。

担当　豊かな心と身体育成課生徒指導係
電話　(082)513-5043(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
（　担当者　赤松　）

写

令 和 7 年 7 月 4 日

広 島 市 教 育 長 様

広島県教育委員会教育長
（豊かな心と身体育成課）

夏季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について（通知）

夏季休業中は、生徒指導上の諸課題が生起しやすく、水難事故をはじめとする、様々な事件・事故に遭遇する時期でもあります。

ついては、所管する学校において、別紙資料を参考にし、児童生徒に夏季休業の意義を十分に理解させるとともに、児童生徒自らが望ましい生活について考える機会を設け、一人一人が主体的に安全で充実した生活を送ることができるよう指導の充実を図ってください。

担当 生 徒 指 導 係
電話 082-513-5043(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
（ 担当者 印藤 ）

別紙資料

「夏季休業中における児童生徒の指導について」の変更点等について

昨年度から一部変更した項目や新規に追加した項目は、以下のとおりです。

頁	項目	変更・追加	変更内容
2	3　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る （5）交通安全について	一部変更	指導警告票等交付状況について
3	3　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る （7）遊び場について	一部変更	河川水難事故防止の指導について
4 5	4　命の大切さへの理解を深め、望ましい人間関係を築く力を養う （1）命の大切さへの理解を深めることについて	一部変更 一部追加	児童生徒の自殺予防について
7	10　問題行動の未然防止に努める （1）暴走族について	一部修正	数値変更について
7	10　問題行動の未然防止に努める （2）飲酒・喫煙について	一部修正	未成年の表記について
7	10　問題行動の未然防止に努める （3）窃盗・万引きについて	一部追加	数値変更について
8	10　問題行動の未然防止に努める （6）性に関する問題駆動について	一部変更	数値変更について
10	10　問題行動の未然防止に努める (14) ＳＮＳ等の利用及び投稿について	一部修正	闇バイトについて
11	11　非行防止及び犯罪被害等の未然防止に努める （1）非行防止教室の実行について	一部追加	「広島県ｅラーニング非行防止チェック」について
12	13　自転車盗の被害防止に努める	一部追加	数値変更について
14	19　夏季休業期間終了後の指導の充実を図る	一部追加	教育相談体制について

別紙資料

夏季休業中における児童生徒の指導について（見出し一覧）

１　自律的で意欲的な生活態度を育てる　・・・１
(1) 節度ある充実した生活を送る
(2) 倫理観や規範意識を育成する
(3) 豊かな心を育成する
(4) 生活設計を立てる
(5) 家族・地域社会の一員としての自覚を深める

２　自主的な学習活動をすすめる　・・・２
(1) 自主的な学習活動への指導･支援について
(2) 学習課題を明確にした学習方法について
(3) 自由研究、読書、創作活動への積極的な取組について
(4) 図書館、美術館等の積極的な利用について
(5) 補助教材やワークブック等の使用について

３　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る
(1) 感染症予防について
(2) 疾病等の治療について
(3) 規則正しい食生活について
(4) 体力づくりや健康の保持増進について
(5) 交通安全について
(6) 部活動について　・・・３
(7) 遊び場について
(8) 花火等の火気の取扱いについて　・・・４
(9) 遊具・玩具類について

４　命の大切さへの理解を深め、望ましい人間関係を築く力を養う
(1) 命の大切さへの理解を深めることについて
(2) 家族での話合いについて　・・・５
(3) ボランティア活動について

５　自然や地域の人々とのふれあいを深める
(1) 自然体験活動について
(2) 地域での集団的な活動について
(3) 環境美化活動について

６　いじめの未然防止に努める

７　不登校児童生徒を支援する　・・・６

８　中途退学の未然防止に努める

９　ヤングケアラーの早期発見・適切な支援に努める

10　問題行動の未然防止に努める
(1) 暴走族等について　・・・７
(2) 飲酒・喫煙について
(3) 窃盗・万引きについて
(4) 暴力行為・金銭（品）強要について
(5) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用について
(6) 性に関する問題行動について　・・・８
(7) 金銭の浪費及び遊技場への出入りについて
(8) ゲームセンターの法的規制について
(9) 夜間の外出について　・・・９
(10) 外泊・家出について
(11) 鉄道線路内への立ち入りや置き石等について
(12) 携帯電話等ＩＣＴ機器の使用について
(13) インターネット等の利用について　・・・10

(14) ＳＮＳ等の利用及び投稿について
(15) 刃物等を携帯する行為について ・・・11

11　非行防止及び犯罪被害等の未然防止に努める
(1) 非行防止教室の実施について
(2) 犯罪被害等の未然防止について

12　「振り込め詐欺」防止に努める ・・・12
(1) 児童生徒を狙った「振り込め詐欺」について
(2) 児童生徒による「振り込め詐欺」について

13　自転車盗の被害防止に努める

14　アルバイト就労について適切に対応する

15　児童虐待防止に努める

16　性同一性障害や性的指向・性自認に係るきめ細かな対応の促進に努める ・・・13
(1) 相談窓口の周知について
(2) 教職員及び保護者の理解の促進について

17　相談機関窓口の周知を徹底する

18　夏季休業期間中の生徒指導及び教育相談体制を確立する ・・・14

19　夏季休業期間終了後の指導の充実を図る
(1) 状況把握と早期対応について
(2) 評価と展望について

《主な参考資料》　生徒指導資料・通知文等・参考ＵＲＬ ・・・16～21

別紙資料

夏季休業中における児童生徒の指導について

夏季休業は、児童生徒にとって、自主的な生活設計のもとに、これまでの学習を深めたり、部活動やボランティア活動並びに自由研究や読書などをしたりするよい機会であるが、ともすれば、日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動等を起こしやすい時期でもある。

したがって、夏季休業の意義を児童生徒に十分理解させるとともに、充実した生活を送ることができるよう、次の事項に留意して指導することが必要である。また、児童生徒に対する指導については、法規法令を遵守（体罰の禁止を含む）するとともに、発達段階に配慮した指導を適切に行うことが必要である。

１　自律的で意欲的な生活態度を育てる

⑴ 節度ある充実した生活を送る

児童生徒一人一人がこれまでの学校生活や学習を振り返って、休業中の生活設計を立て、その計画を意欲的に実行するよう指導する。

指導に当たっては、児童生徒との面談や、保護者との連携により、児童生徒一人一人が規則正しい生活設計を立て、自律的で意欲的な生活が送れるよう指導する。

⑵ 倫理観や規範意識を育成する

学校や社会のルール、モラルを理解させ、それを守ることの重要性に気付かせる指導を行う。その際、窃盗などの少年非行の多発や低年齢化という現状を踏まえ、こうした行為が犯罪であるという意識をもたせる指導を徹底する。

また、学校教育活動全体を通して、生命の尊さ、ものごとの善悪の判断等といった人間としての基本的な倫理観や規範意識が、さらに確かなものとなるよう指導する。

⑶ 豊かな心を育成する（参考 URL １）

児童生徒の人間性や社会性を養う体験活動を充実し、対人関係スキルや豊かな心の育成を推進する。その際、生徒指導資料 No.30「豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について」等の活用を図る。

⑷ 生活設計を立てる

児童生徒一人一人がこれまでの学校生活や学習を振り返って、休業中の生活設計を立て、その計画を意欲的に実行するよう指導する。

指導に当たっては、保護者と連携し、児童生徒の生活実態を踏まえた、継続的で実行が可能な生活設計を立てるよう指導する。

⑸ 家族・地域社会の一員としての自覚を深める

ア　家族とのふれあいや対話の機会をできるだけ多く持つとともに、家庭内の仕事を分担し、自ら積極的に取り組むことによって、家族の一員として自覚が深まるよう指導する。また、地域の人々との関わりを大切にする中で、児童生徒が、身近な集団の中で自らの役割と責任について考えるなど、よりよく生きようとする態度を育てる。

イ　地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加などを通して、地域社会の一員としての自覚を育てるとともに、社会奉仕の精神や連帯意識の育成を図り、望ましい人間関係が築けるようにする。

また、障害をもつ児童生徒の地域における諸活動への参加が、積極的に推進されるように努める。

ウ　地域にある文化財等に関心をもち、調査や見学などを通して、地域の文化遺産を愛護し、尊重する態度を育てる。

エ　ペットボトル等、ごみの散乱などによる環境の悪化が社会問題になっていることから、身近な地域で行われている環境美化活動に積極的に参加するよう指導し、環境美化に関する意識の高揚を図る。

２　自主的な学習活動をすすめる

⑴ 自主的な学習活動への指導・支援について

児童生徒の興味・関心などに応じた学習目標を設定し、自主的に意欲をもって学習するよう指導するとともに、児童生徒の個性の伸長を図るよう努める。

⑵ 学習課題を明確にした学習方法について

これまでの学習内容を振り返り、復習する内容等を明確にし、その学習の具体的な方法等について全体的・個別的な指導を行うとともに、児童生徒一人一人の個性を考慮し、それぞれが自分にあった学習計画を立てることができるよう指導する。

⑶ 自由研究、読書、創作活動への積極的な取組について

児童生徒が興味や関心をもっている自由研究、読書、創作活動など自主的・継続的に取り組ませ、個性の伸長を図るよう指導・支援する。

⑷ 図書館、美術館等の積極的な利用について

図書館、美術館、博物館等の利用を通して、地域文化等への関心を深めるとともに、文化に親しむ態度を育成する。

また、図書館等公共施設を利用する場合は、マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないよう指導する。

⑸ 補助教材やワークブック等の使用について

補助教材やワークブック等を使用する場合は、あらかじめ学校においてその内容を検討して、適切なものを選択するとともに、必要に応じて事前・事後の指導を行う。

３　健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る

⑴ 感染症予防について

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけ、基本的な感染予防策を徹底するよう指導する。

⑵ 疾病等の治療について

健康診断等で指摘されている疾病等は、可能な限りこの期間中に治療するよう指導する。

⑶ 規則正しい食生活について

食は、人間が生きていく上での基本的な営みのひとつであり、健康な生活を送るためには欠かせないものである。朝食の欠食や栄養の偏り等、食生活が乱れないよう、食事の重要性を理解させるとともに、健康の保持増進のために望ましい栄養や食事のとり方について指導する。また、腸管出血性大腸菌（O-157）やノロウイルスなどによる食中毒の予防について、食品の衛生的な取扱いや手洗いの励行などの指導を徹底し、食中毒発生の未然防止に努める。

⑷ 体力づくりや健康の保持増進について

一人一人の児童生徒の体力に応じて、自ら進んで運動に親しむことができるよう指導するとともに、健康で安全な生活を送るための態度や習慣等を身に付けさせるようにする。

近年、熱中症が増加していることを踏まえ、気象庁が発表する情報や暑さ指数（ＷＢＧＴ）等の情報に十分留意するよう指導する。

⑸ 交通安全について（参考 URL７、15）

道路交通法の改正により、平成 20 年６月１日から、13 歳以上の生徒等は、原則として自転車の歩道通行ができないことが明確化された。さらに、同法の改正により、令和５年４月１日から全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用について努力義務化の導入が図られる

こととなるとともに、令和５年７月１日から道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第 32 号）が施行され、16 歳以上の者であれば、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）について免許がなくても利用が可能となった。

また、自転車が通行できる路側帯は、道路左側に限られることとなっており、平成 27 年６月１日からは自転車の運転による交通の危険を防止するために３年以内に危険行為を２回以上繰り返した者（14 歳以上）に対し、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができること、令和２年６月 30 日から自転車運転講習対象の違反行為に「妨害（あおり運転）」が追加となっている。

さらに、令和４年 10 月６日「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布され、第４章「自転車損害賠償保険等への加入等」については令和５年４月１日から施行された。

【指導警告票等交付状況】（令和７年１月～令和７年５月）

	飲酒運転	信号無視	二人乗り	並進	無灯火	携帯電話等使用	イヤホン等使用	指定場所一時不停止	通行区分違反（右側通行）	傘差し等	その他	合計
高校生	0	50	238	1337	244	170	7	326	220	3	62	2657
中学生	0	10	100	253	54	28	1	30	36	0	6	518

これらを踏まえ、児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、指導警告票交付状況の活用などにより、並進、携帯電話等使用、無灯火、指定場所一時不停止、通行区分違反、二人乗り、イヤホン等使用の危険性を再認識させるなど、自転車の安全な乗り方について指導し、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナー遵守の安全利用を促進するとともに、自転車乗車時のヘルメット着用を指導する。並進や交差点における一時不停止による自転車交通事故の状況も見られることから、交通ルールを守らなかった場合の危険性及び責任の重大性を理解させるなど、所轄の警察署とともに広島県警察作成「交通安全教育指導者マニュアル」を活用した交通安全教室を計画・実施するなど、児童生徒に危険予測・危険回避能力を高める交通安全指導の徹底を図る。

特に、夕方の自転車利用時には早めにライトを点灯することや徒歩等で外出・登下校等の際には、反射材用品やＬＥＤライト等を活用することなど、児童生徒に危険予測・危険回避能力を高める交通安全指導の徹底を図るとともに、定期的に自転車安全点検を実施し、自転車事故被害者の救済のための損害賠償責任保険等への加入の必要性等の周知を図る。

さらに、他人の車や二輪車に安易に同乗して、交通事故に巻き込まれないよう指導するとともに、高校生については「三ない運動（運転させない、買わせない、免許を取らせない）」の趣旨を踏まえた取組を行う。

⑹ 部活動について

部活動の実施に当たっては、健康などにも配慮した適切な指導計画を立て、十分な事前指導を行う。また、活動の実態、生徒の体調の変化等を掌握し、体罰や行き過ぎた指導がないようにするとともに、活動中の事故・災害に対応するため緊急連絡体制をつくる。

⑺ 遊び場について

遊び場については、危険なところはどこかを気付くよう指導するとともに、家庭、地域社会及び関係機関との連携を図り、危険なところ（河川や山、ため池も含む）や立ち入り禁止区域（鉄道線路内など）へ行かないよう指導する。また、令和７年４月 18 日付け「水難事故防止に係る農林水産省、国土交通省及び海上保安庁の取組について（通知）」を参考にして、「農業用の用水路やため池に近づかないこと、川や海で遊ぶときには、泳ぎが得意な方でも

ライフジャケットを着用すること、沖に向かって発生する離岸流に注意すること」など、学校安全計画に基づき、河川水難事故防止の指導の充実を図ること。

⑻ 花火等の火気の取扱いについて

花火等を行う際には、バケツ等に水を準備し、花火を人や家屋等に向けて発射したりしないなど、火気に対する細心の注意を払うとともに、ライター等で火遊びをしないことなど、火の危険性について認識させ、火気の取扱い方について指導する。

⑼ 遊具・玩具類について

ア　危険な物や有害な物、特に有害玩具刃物類に指定されている威力の強いソフトエアガンやナイフ類等を購入したり使用したりしないよう指導する。

イ　無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させることは、人などへ危害を加える恐れがあることなどから航空法が度々改正されており、登録していない無人航空機の飛行が禁止された。100g 以上のすべての無人航空機が登録の対象となるため、無人航空機登録原簿に登録されていない無人航空機は飛行させないよう指導する。

ウ　スケートボードやローラー付シューズ等について、安全装備未使用の事故や店舗内や歩道などの公共の場での使用による苦情があること、さらには交通の頻繁な道路でこのような商品を使用して遊ぶなどの行為は道路交通法の禁止行為に当たることから、使用方法や使用場所について指導する。

エ　平成 29 年６月 22 日付け「位置情報を活用したスマートフォンゲームの使用について（通知）」を踏まえ、歩きスマホによる交通事故が発生していること、危険性や侵入禁止場所への侵入によるトラブルが発生していることを周知し、適切な使用について指導する。

４　命の大切さへの理解を深め、望ましい人間関係を築く力を養う

（参考 URL １、３、16、17、26）

⑴ 命の大切さへの理解を深めることについて

各人がかけがえのない個人として共に尊重しあいながら生きていくことについて理解を深めるよう指導するとともに、命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図るよう働きかける。

また、平成 30 年２月２日付け「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」を踏まえ、生徒指導資料 No. 35 や平成 30 年９月７日付け「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）」や令和６年６月 28 日付け「いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）における「学校・教育機関向け資料集」のホームページ掲載について（通知）」等を参考に、SOS の出し方に関する教育の推進をする。

さらに、令和６年８月 27 日付け「令和６年度『自殺予防週間』の実施について」や令和６年 12 月 13 日付け「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」、令和７年３月６日付け「自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて（通知）」を踏まえ、長期休業前後に、アンケート調査、面談等を実施してその結果を組織で共有するとともに、悩みや困難を抱える児童生徒については長期休業期間中も継続的に様子を観察し、心身の状況の変化等を注視することや各学校の実態に応じて、１人１台端末等を活用することなど、自殺予防に向けた取組を図る必要がある。

加えて、令和７年２月 13 日付け「令和６年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）」を踏まえ、令和６年の児童生徒の自殺者数は、529 人と過去最多となり、１人１台端末等を活用した「心の健康観察」を推進することやアンケート調査、児童生徒への面談の実施等、児童生徒のＳＯＳの早期把握に

向けた取組の更なる推進を図るとともに、必要に応じて、関係機関と連携・協働し、気になる児童生徒への支援等の一層の充実を図る必要がある。

⑵ 家族での話合いについて

生命をいつくしみ尊重することの大切さや目標をもって積極的に生きていくことの大切さなど、人間としての生き方等について、機会を設けて家族で話し合うことを働きかける。

⑶ ボランティア活動について

社会奉仕の精神を養うとともに、思いやりの気持ちや、ともに生きることの大切さについて理解を深めるよう指導する。

5 自然や地域の人々とのふれあいを深める

⑴ 自然体験活動について

キャンプや登山などの自然体験を通して、自然の美しさや雄大さに感動する機会をつくり、豊かな感性の育成に努めるよう指導する。

なお、実施に当たっては事故が起こらないよう、経験者の指導のもと、周到な計画を立てるよう指導する。

⑵ 地域での集団的な活動について

青少年教育施設などの主催事業や、地域でのＰＴＡや子ども会が実施する事業等に積極的に参加するよう指導し、異年齢集団内における適切な人間関係の育成を図るとともに、地域社会の一員としての自覚を促す。

⑶ 環境美化活動について

地域等の環境美化活動に積極的に参加するよう指導し、自然環境保護への意識の高揚を図る。

6 いじめの未然防止に努める（参考 URL １、３、10、18、21）

平成 25 年９月 28 日施行の「いじめ防止対策推進法」、平成 29 年３月 14 日改定の「国の基本的な方針」及び平成 26 年３月 19 日策定の「県の基本方針」、平成 30 年４月 11 日付け「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」を踏まえ、各学校が設置しているいじめ防止委員会を中心とした校内組織体制の充実を図るとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組をより一層充実する。

このため日頃から、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する取組を進め、相手を思いやる心や規範意識を育成したり、悩みを気軽に相談できる教育相談体制を確立したりすることが大切である。

また、いじめの早期発見･早期対応のための実態把握の手法として「アンケート調査」と「個別面談」等を、年間を通じて計画的に実施するとともに、各校の実情に応じて、「個人ノート」や「生活ノート」といった「教職員と児童生徒の間で日常的に行われている日記等の活用」など、児童生徒から直接状況を聞く機会を設けることが必要である。

特に、長期休業中は校外でのいじめが発生することも考えられることから、警察や保護者等と計画的に連携し、児童生徒の状況を把握する。

各学校におけるいじめの発見のきっかけは、「本人の訴え」「保護者の訴え」が増加しており、計画的、定期的な面談やスクールカウンセラー等の専門家との連携により、安心して相談できる教育相談体制が機能しており、今後も積極的な認知をしていく必要がある。

引き続きいじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにしたうえで、全ての児童生徒が「いじめに向かわない」態度を身に付けるような働きかけを生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動などを通じていじめの未然防止に取り組む必要がある。

また、令和３年９月 24 日付け「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について（通知）」、令和４年５月 25 日付け「いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）」により、いじめ問題に対する基本認識の徹底やいじめを見逃さない体制の整備など、関係者が一体となって、いじめ防止対策推進法に基づいて、一層適切な対応に努めることが求められていることを踏まえ、取組の一層の充実を図ることが必要である。

さらに、令和７年１月８日付け「いじめ防止対策の更なる強化等について（通知）」を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を用いて、平時からの備えの実施状況の点検を行い、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する取組を充実させる。

加えて、令和５年９月 20 日付「いじめ調査アドバイザーの運用開始について（通知）」により、いじめ調査アドバイザーは、「いじめの重大事態」について自治体等からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行うことができる。

引き続き、いじめを疑われる事案を把握したり、相談を受けたりした場合には、いじめ防止委員会等を開催し組織的な対応を進め、取組の一層の充実を図ることが必要である。

７　不登校児童生徒を支援する（参考 URL １、３、18）

不登校の解決を図るためには、「不登校への取組が、教育力を高める」という基本認識のもと、各学校が不登校を課題として認識し、校長の明確な学校経営ビジョンと組織的な不登校児童生徒への指導・支援活動を通して、すべての児童生徒が安心して通え、生き生きと学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めることが必要である。

このため教職員と児童生徒及び児童生徒同士が互いに信頼関係を深め、教育活動を充実させることが重要である。とりわけ、不登校児童生徒に対する家庭訪問を継続し、学習の補充を行うなど、新学期に向け学校、家庭及び関係機関が密接な連携を図ることが大切である。

８　中途退学の未然防止に努める（参考 URL １、３）

中途退学の未然防止に向けて、学校は教育活動全般において生徒理解を深め、一人一人の生徒の状況を把握するとともに、生徒が悩みや不安を相談しやすい体制をつくることが必要であり、生徒の能力、適性、興味、関心や将来の進路希望等を把握し、生徒が自己の将来を見通し、意欲的に学習するよう組織的、計画的な進路指導を推進する。

長期休業中は、生活習慣の乱れなどから、規範意識や学習意欲の低下をまねくこともあるため、家庭と連携し、生徒が自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学習する習慣を身に付けさせるよう取組を進めることが大切である。

９　ヤングケアラーの早期発見、適切な支援に努める（参考 URL24）

厚生労働省では、「家族や兄弟の世話、家事、労働など本来大人が担うような役割を日常的にしている 18 歳未満の子」をヤングケアラーとみなし、家族の世話に費やす時間の割合が高く宿題や勉強の時間が取れない状況について支援が必要であるとしている。令和２年と令和３年に実施された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」のアンケートから、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学生 6.5%、中学生 5.7%、高校生 4.1%、大学生 6.2%であり、学校生活や将来への影響も心配される。このことから、教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて児童生徒やその保護者と接することで、家庭における子どもの状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間（各市町の児童福祉担当課）で情報を共有する等の取組によりヤングケアラーの早期発見・把握及び他機関へ適切につなげることが大切である。

10　問題行動の未然防止に努める（参考 URL１、３）

長期休業中は、生活が不規則になりがちで、問題行動が発生しやすい時期であるため、次の事項については、特に指導を徹底し規範意識の向上を図るとともに、家庭・地域及び関係機関等と協力して巡回指導を行うなど、その未然防止に努める。

児童生徒と積極的に問題行動について話し合い、児童生徒が自らの問題としてこれを捉え、解決できるよう指導することが大切である。

⑴ 暴走族等について（参考 URL１、２、３、８、９）

広島県警察本部によると、広島県内において暴走グループ２つを暴走族として認定し、対策を行っている。

さらに、ＳＮＳを通じて暴走行為への参加を募る実態も確認されており、これらの行為は共同危険行為で検挙されるケースもある。令和６年の共同危険行為等（暴走行為）の検挙人員は８人で、令和５年と比較すると 32 人（80%）減少しているが、令和６年の県内の暴走族の構成員数は令和５年と同数の 61 人であり、依然、憂慮すべき状況である。

また、暴走族等については、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を犯すだけでなく、特殊詐欺をはじめとした各種の犯罪のきっかけになることもある。

そのため、次の点について指導すること。

ア　暴走族等を結成させないよう、暴走行為の危険性等を十分理解させ、家庭及び関係機関とも十分に連携し、指導する。

イ　「暴走族等を結成しよう」と誘われる等の児童生徒や保護者からの相談に応えるために整備した電話相談体制を活用するよう周知する。

(ｱ) 県教委暴走族相談電話（月～金、9:00～17:00　℡：082-227-5034）

(ｲ) ヤングテレホン広島（24 時間 ℡：082-228-3993）

⑵ 飲酒・喫煙について（参考 URL１、２、３、９）

飲酒・喫煙の低年齢化、常習化の傾向が見られる。20 歳未満の者の飲酒・喫煙は法律で禁止された行為であるとともに、身体に悪影響を与えることを理解させる。また、事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が、20 歳未満の者の飲酒･喫煙を制止しなかったり、販売者が販売したりしたときは、法的制裁を課すことが定められている。これらを踏まえ、家庭・地域及び関係機関と協力して、飲酒・喫煙の防止に努める。

⑶ 窃盗・万引きについて（参考 URL１、２、３、９）

窃盗・万引きは、校外における問題行動の中で高い割合を占めており、児童生徒が遊び感覚や集団心理などから窃盗事件に及ぶなど当事者の罪の意識が低い傾向がある。

広島県警察が発表している「令和６年中の非行少年等検挙・補導状況」では、非行少年の検挙・補導総数は 993 人で、前年対比 105 人（11.8%）。補導した少年のうち中学生以下が 48.0%を占めており、非行の低年齢化が顕著となっている。

また、刑法犯少年総数の 50.2%が万引き等の初発型非行であるため、善悪の判断や自制心・公徳心などの道徳意識を高め、窃盗は犯罪であることを自覚させるとともに、特に、家庭、地域及び関係機関等との連携を密にして、校外における問題行動を未然に防止する指導を行う。

⑷ 暴力行為・金銭（品）強要について（参考 URL１、２、３）

長期休業中は、校外での生活が多くなり、ともすれば交友関係等から暴力事件に巻き込まれたり、金品を強要されたりしやすいので、交友関係や生活態度等について十分な指導を行うとともに、万一被害を受けた場合は、自分だけで解決しようとせず、速やかに保護者や学校等に相談するよう指導する。

また、学校だけの抱え込みになることのないよう、警察など関係機関とも積極的な連携を図る。

⑸ 覚せい剤・大麻等の薬物乱用について（参考 URL１、２、３、９）

薬物乱用の動機は、その大半が好奇心や間違った情報によるものであり、その防止に向けて、薬物乱用は心身に多大の悪影響を与えるだけでなく、場合によっては生命の危険にも及ぶおそれがあることについて理解を深めさせることが重要である。周囲から勧められることがあっても断る勇気を持たせ、自己を大切にすることを指導する。

令和３年３月 24 日付け「少年の大麻事犯の現状と乱用防止対策について（通知）」を踏まえ、大麻や危険ドラッグを始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識について指導し、薬物乱用防止の取組を積極的に推進する。

また、児童生徒が保護者の目の届かないところでスマートフォン等によりインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、これらの薬物に関する情報を閲覧しないようにするためのフィルタリング機能を設定するよう促す。

⑹ 性に関する問題行動について（参考 URL１、３、25）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があり、政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において令和２年６月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」、令和５年３月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定され、この方針を踏まえ全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することとなっている。

このため、すべての児童生徒に性の問題に対して、適切な判断ができるよう指導の徹底を図るとともに、日頃から児童生徒の生活実態の把握に努め、加害者にも被害者にもならないよう人間尊重の精神に基づいた性に関する指導を学校教育のあらゆる機会を通して行うことが求められている。

また、令和３年５月 18 日付け「子供や若者を性暴力の当事者にしないための『生命（いのち）の安全教育』の教材等について（通知）」や令和４年４月１日付け「若者向けの性や妊娠などの健康相談支援サイトの周知について（通知）」、令和５年８月 18 日付け「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について（通知）」、令和５年９月 12 日付け「警察庁作成『痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット』の周知について（通知）」、令和５年 10 月５日付け「『男性・男児のための性暴力被害者ホットライン』開設の周知について（通知）」、令和６年１月 30 日付け「子供の性被害防止に係る啓発リーフレット『ネットには危険がいっぱい！』について（通知）」、令和７年３月 21 日付け「令和７年度『若年層の性暴力被害予防月間』の実施について（通知）」などを参考にして、指導の充実を図ることが重要である。

さらに、保護者に対しても、これらの問題や児童生徒の置かれている性に関する状況について理解を求めるとともに、日常の児童生徒の生活状況に十分配慮するよう働きかけることが必要である。

⑺ 金銭の浪費及び遊技場への出入りについて

金銭の使い方については、浪費癖がつかないよう指導するとともに、児童生徒のみでのカラオケボックス、インターネットカフェ等の利用や遊技場への出入りについて、その問題性を児童生徒に理解させ、立ち入らないよう指導する。

また、各種パーティー等への参加についても保護者の承認のもとで参加するよう指導する。

⑻ ゲームセンターの法的規制について

ゲームセンターへの青少年の立入りの制限については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（令和４年６月改正）により、18 歳未満は午後 10 時から翌日の午前６時までの時間、入場が禁止されている。

さらに、広島県の同法律施行条例（平成 27 年 12 月改正）により、16 歳未満は午後６時から午後 10 時までの時間も保護者同伴でなければ入場が禁止されている。この条例等を踏まえ、児童生徒や保護者に青少年の夜間の外出及び遊技場への立ち入り等について理解させ指導する。

⑼ 夜間の外出について（参考 URL １、３）

近年、児童生徒が安易に夜間の外出をする傾向があるが、夜間における外出は問題行動に関与したり、巻き込まれたりするなど危険があることを周知する。やむをえず夜間外出する場合には、前もって帰宅時間や行き先を必ず保護者に伝えておくように指導する。

また、広島県青少年健全育成条例では 23 時以降、正当な理由がなく徘徊した場合には警察による補導の対象となることを周知する。

⑽ 外泊・家出について（参考 URL １、３）

保護者を伴わない外泊には、たとえ短期であっても生活や交友関係の乱れが伴うことがある。特に長期休業中は外泊が長期にわたったり、遠距離の家出に発展したりすることもあるので、児童生徒の交友関係や家族の在り方について考えさせる指導をする。

また、外泊に当たっては、必ず保護者に了解をとるよう指導するとともに、家出に伴う危険性や影響について指導し、家庭との連携を強化して、その未然防止に努める。

さらに、保護者が、容易に連絡がとれるという思いから、安易に外泊を許すことのないよう指導する。

⑾ 鉄道線路内への立ち入りや置き石等について

鉄道線路内への立ち入りや置き石、自動車専用道路等への投石は、脱線事故や人身事故等の重大事故につながる悪質な行為であり、命に関わる問題行動であることを児童生徒が十分理解するよう指導するとともに、保護者と緊密に連携し、事故防止のため指導の徹底を図る。

⑿ 携帯電話等ＩＣＴ機器の使用について（参考 URL １、３、５、６、11、12、13、20）

※⑿～（14）の項目に係る指導に当たっては、「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」（平成 30 年 10 月）を参考にすること。

携帯電話等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや不適正な利用により、児童生徒の犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られる。また、食事や入浴の際にも携帯電話等が手放せないなど、携帯電話等に依存する状況やオンラインゲームでのアプリ課金トラブルも多発している。

このような現状から平成 20 年度に教育長会、校長会及びＰＴＡ団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、携帯電話に係る様々なトラブルから児童生徒を守るために、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開することとし、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう」、「家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう」、「家庭では、わが家のケータイルールを作りましょう」、「学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう」の４つの提案がなされた。

そして、平成 30 年度携帯電話等に係る啓発活動推進会議において、新たに５つの提案が行われた。特に平成 20 年度の同推進会議で提案された取組のうち、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう。」について、高等学校段階においては、「学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう」に見直されるとともに、「児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう」が追加された。

ついては、児童生徒がスマートフォン等の問題について考える場を積極的に与えるなど学校における取組を推進し、平成 27 年２月 24 日付け「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』に係る保護者向け啓発資料の送付について（通知）」のとおり、家庭での学習時間を確保

するため「携帯電話・スマートフォンによる通信を午後９時以降はしない」という「我が家の『ケータイルール』」を各家庭において作成する取組の充実を図る。その際、改めて保護者と子供が、スマートフォン等を取り巻く様々な問題点やスマートフォン等が本当に必要かどうかなど家庭で十分話し合い、スマートフォン等を持つ場合には、家庭におけるスマートフォン等の使用ルールを作ることなど、『我が家のスマホルール』を作成することなど保護者への働きかけを行うことが大切である。

児童生徒の携帯電話等の取扱い等については、令和３年３月 22 日付け「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の趣旨を児童生徒及び保護者に繰り返し周知するとともに、小中学校段階においては、引き続き、スマートフォン等を学校へ持ち込ませない指導の徹底を図る。

また、インターネットに接続し、有害情報によるトラブルや犯罪被害を防ぐために、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）機能をはずさないことや、スマホ依存症やネット依存症に陥らないよう、保護者に協力を求めることも重要である。

さらに、サイバー犯罪は、匿名性が高いこと、犯罪の痕跡が残りにくいこと、不特定多数の者に被害が及ぶなどの特徴があるため、犯罪やトラブルの被害に遭わないように指導するとともに、サイバー犯罪に関する相談は、関係機関と連携を図り適切に対応するよう周知することが必要である。

なお、こうした取組を実施するに当たり、令和４年４月 27 日付け「通信事業者と協同した犯罪防止教室の実施にかかる周知について（通知）」や令和５年 12 月 20 日付け「『情報通信の安心安全な利用のための標語』募集等に係る周知協力について（通知）」、令和６年２月 14 日付け「『e-ネットキャラバン講座』の推進について（通知）」のとおり、学校外の関係機関等の協力を得ながら進めることが有効であり、「e-ネットキャラバン講座」や、県警と通信業者と共同した犯罪（非行）防止教室（ドコモ・ポリス・パック等）を積極的に利用することが望ましい。

(13) インターネット等の利用について（参考 URL５、６、11、20）

高度通信ネットワーク社会の進展により、インターネットは電子メールやホームページの閲覧、インターネットショッピングなど様々な用途で活用されている。

一方、詐欺・悪質商法（架空・不当請求メール、ワンクリック詐欺等）、オークション被害、名誉毀損、脅迫等のサイバー犯罪、ブログ・プロフなどが社会的問題となっていることから、児童生徒及び保護者にインターネットの利用に伴う問題点を理解させるとともに注意を喚起する。

さらに、令和６年５月 21 日付け「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について（通知）」のとおり、日本国内では、オンラインカジノに接続して賭博を行うことは違法であることについても周知する。

(14) ＳＮＳ等の利用及び投稿について（参考 URL５、11、12、20）

多く使用されているコミュニケーションツールである LINE、フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム等への投稿は、一度書き込むとコピー等をされ、データの回収が不可能であることを理解させ、他人を誹謗中傷する投稿、他人のプライバシーを侵害する投稿、反社会的行為や法律で禁止されている行為に関する投稿、悪ふざけ等の動画を投稿することがないように、注意喚起を図ると同時に、投稿した写真等の情報から個人を特定される恐れや犯罪に巻き込まれ、命に関わる事件になってしまう恐れもあることも併せて指導すること。

また、広島県ホームページの青少年健全育成情報サイトに掲載されている「自画撮り被害にあわないために」で示されているとおり、自画撮りにより性犯罪にあった児童生徒が増加していることを理解させ、関連する画像をＳＮＳ上に載せたり他人に送信したりしないよう

指導するとともに、犯罪に問われる場合もあることも認識させる。

さらに、スマートフォン等を使用する際の情報モラル及び情報の管理や発信する責任について適切な活用の在り方を身に付けさせるようにする。その際、保護者にも家庭でのスマートフォン等の使用方法について、携帯電話等に係る犯罪被害の実態やインターネットの危険性、フィルタリングの重要性・必要性等について繰り返し啓発し、協力を求めるとともに、児童生徒にＳＮＳを介した出会い系サイト等の危険性について十分理解させ、安易に出会い系サイト等にアクセスさせないとともに、見覚えのないメールを受信した際は、メールを削除するなど自分の身を守るために「見ない」、「書き込まない」、「絶対に会わない」の指導を徹底する。

近年、社会的に「闇バイト」という用語が使用されており、少年が特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。令和７年１月 10 日付け「青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（通知）」を踏まえ、非行防止教室等の機会を通じ、特殊詐欺や強盗の実行犯など犯罪組織の使い捨ての実行役として利用され犯罪者となってしまう危険性があることを十分理解させ、甘い言葉にだまされないことや、怪しいと思ったら家族等に相談することなどの指導を徹底する。

また、「危険を冒して次々と犯罪を実行したにもかかわらず、一切の報酬が支払われなかった」「警察に密告された結果、逮捕された」といった事例に見られるように、犯行グループは約束の報酬を元から支払うつもりもなく、少年を都合よく利用した後、簡単に「捨て駒」として切り捨てる等、少年にどのような危険が及ぶかについて理解させる必要がある。

⑮ 刃物等を携帯する行為について

近年、児童生徒が人間関係のトラブル等により、校内へ刃物等を持ち込み、同級生を殺傷するなど重大な事件が発生している状況がある。学校は、児童生徒が安全に安心して過ごせる場所であることが大前提であることから、あらゆる教育活動を踏まえ「生命の大切さ」を考えさせることや、基本的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動様式を定着させる指導が重要である。

さらに、児童生徒自身が感情のコントロールができず、短絡的に物事を考え行動することや悩みを誰にも相談できず罪を犯すことの無いよう、個に寄り添う指導・支援の充実を図る必要がある。

以上のことから、児童生徒に刃物等を携帯する行為について、本来の使用目的以外での携行は銃砲刀剣類所持等取締法又は軽犯罪法に触れることを理解させ、授業または学校生活のあらゆる場面を通じて児童生徒の「自己指導能力」を育む取組が重要である。

11　非行防止及び犯罪被害等の未然防止に努める

⑴ 非行防止教室の実施について（参考 URL　１、２、３）

教職員による非行防止教室を教育活動の中に位置づけ計画的に実施し、問題行動及び犯罪被害の未然防止に努める。その際、生徒指導資料 No.24「生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例」、No.26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」、No.29「携帯電話等 IT 機器の適切な使用に関する指導の在り方について」、「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～」、「学校現場におけるサイバーセキュリティ必携」、広島県警察本部生活安全部少年対策課作成の「広島ｅラーニング非行防止チェック」や文部科学省「非行防止教室等プログラム事例集」等の活用を図る。

また、外部講師による非行防止教室については、各学校の実情や課題を踏まえて、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら実施する。

⑵ 犯罪被害等の未然防止について（参考 URL４、５、８）

本県においても、いわゆる不審者が頻繁に出没している。

児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう、児童生徒の安全を確保する体制を整備し、危険予測、危険回避能力を高める取組を実施するとともに、身の回りの不審な出来事等について、相談しやすい環境づくりに努める。

また、児童生徒が事件・事故などに遭遇した場合には、直ちに学校や保護者、警察等へ連絡するよう指導するとともに、保護者、地域、関係機関との連携を図り、様々な情報交換に努め、迅速な対応ができるよう体制を整えておく。

さらに、児童生徒に事件・事故に巻き込まれたときの対応策を考えさせるとともに、具体的な行動について、ロールプレイング等を活用して指導する。

12 「振り込め詐欺」防止に努める（参考 URL８、11）

(1) 児童生徒を狙った「振り込め詐欺」について

実際には使用していない有料サイトの利用料金等の名目で金銭を騙し取る詐欺事件の被害に遭わないよう、次の３点を指導する。

ア　利用した覚えがなければ現金を振り込まない。

イ　相手に連絡しない。相手に自分の氏名・住所を教えない。

ウ　見覚えのないメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

(2) 児童生徒による「振り込め詐欺」について

「振り込め詐欺」で逮捕された犯人の中には中・高校生もおり、安易な気持ちで引き出し役を引き受けたり、詐欺に使うために通帳やキャッシュカードを作ったりしている。犯罪に加担しないよう次の２点を指導する。

ア　預貯金の引出しを頼まれても引き受けないこと。

イ　通帳の売買は犯罪であること。

13 自転車盗の被害防止に努める（参考 URL１、15）

令和５年中の本県における自転車盗の認知件数は、3,670 件であり、前年に比べ 76 件増加している。被害者年齢別では 13～19 歳が４割を占めている。被害者における無施錠率は 72%を占めていることから、引き続き、自転車盗の被害に遭わないために、次のことを理解させる。

ア　駐輪場などに自転車を置くときは、鍵をかけ、整頓して駐めておく。

イ　鍵を２つ以上かけると、盗まれる確率が非常に低くなる。わずかな時間でも、必ずツーロックを心がける。

ウ　自転車盗は、盗む者が悪いことは当然であるが、鍵をかけずに駐めていたり、道路や公園などに長期間放置したりすると、交通の妨害になり迷惑がかかるだけでなく、安易に交通手段として使おうとする者も出て、自転車盗を生み出す一つの原因になることがある。路上駐輪をせず駐輪場を利用する。

14 アルバイト就労について適切に対応する（参考 URL３）

アルバイトの許可に当たっては、必ず「許可願」を学校に提出するなど、勤務先、勤務条件、アルバイトの目的等を明確にして、保護者や事業所と十分協議し、連携をとりながら行うことが大切である。

また、アルバイトの持つ意義や問題点について考えさせ、きちんとした意識をもって就労するよう指導するとともに、正しく労働基準法を認識させておくことが必要である。

さらに、その許可については、青少年の健全な育成の観点から健康、安全面や事故発生時の責任の所在等も検討した上で慎重に行うことが重要である。

15 児童虐待防止に努める（参考 URL３、14）

児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合、また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても、福祉事務所又はこども家庭センター（児童相談所）へ通告し、疑いの根拠となる事情を明確に伝え、その後も関係機関と連携し、当該児童生徒に必要な支援を継続して行うなど適切に対応する。その際、平成25年２月14日付け「児童虐待に係るチェックリストの活用について（通知）」で示したチェックリストや令和２年７月13日付け「『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』の改訂について（通知）」、令和５年４月７日付け「こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力について（通知）」を参考にすること。

また、平成31年３月６日付け「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」及び「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」で示しているように、定期的な情報提供については、市町等と学校との間で協定を締結するなど、事前に情報提供の仕組みについて合意しておくことが望ましい。

なお、定期的な情報提供の頻度や、対象となる児童生徒を柔軟に設定するなど、こども家庭センター（児童相談所）を中心とした児童虐待防止に向けた対応が、実効性のあるものとなるよう取組を充実する。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等の適切な対応を行う。

16　性同一性障害や性的指向・性自認に係るきめ細かな対応の促進に努める（参考URL１、19）

(1) 相談窓口の周知について

平成29年10月に開設されたエソール広島内のＬＧＢＴ電話相談窓口について、平成30年６月１日付け「エソール広島におけるＬＧＢＴ電話相談実施日拡充に係る周知について」を踏まえ、校内の掲示板及び各教室等に掲示するとともに、学校だよりや保健だより等の配付物を利用するなどして児童生徒及び保護者への周知を図る。

(2) 教職員及び保護者の理解の促進について

平成28年４月11日付け「『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』について（通知）」及び令和５年７月４日付け「『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律』の公布について（通知）」、生徒指導資料No.38等を活用した校内研修の実施により教職員の理解を深める。また、ＰＴＡの研修会や役員会等の場を利用し保護者の理解を促進する。

なお、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、図書室や保健室に性同一性障害や性的指向・性自認への理解を促進する書籍を置くなどして、当事者及びその他の児童生徒に対していわゆる性的マイノリティに対する社会的認知が進んでいるというメッセージを間接的に伝えるなど、取組を工夫することも大切である。

さらに、性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減することも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観を持たず、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であることや他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある。

17　相談機関窓口の周知を徹底する

学校では、夏季休業前等に実施される三者懇談や個人面談を教育相談の機会ととらえ、児童生徒の学校での状況、家庭での状況を保護者と学校が共有する。その際、児童生徒の思いを受

け止められる話し合いの場とするよう心掛けるとともに、夏季休業中であっても相談窓口は開かれていることを保護者、児童生徒に必ず伝え、相談窓口を周知徹底し、教育相談体制の一層の充実を図る。

○ 児童相談所虐待対応ダイヤルダイヤル（全国）
いちはやく
１８９

○ ２４時間子供ＳＯＳダイヤル（全国）
なやみいおう
０１２０－０－７８３１０

○ いじめダイヤル２４（広島県）
０８２－４２０－１３１３

○ 心のふれあい相談室（広島県）
０８２－４２８－７１１０

○ こころの相談室（広島県）
０８４－９２５－３０４０

○ 広島いのちの電話（社会福祉法人）
０８２－２２１－４３４３

○ ＬＧＢＴ電話相談（エソール広島）
０８２－２０７－３１３０

○ ひろしまチャイルドライン（認定NPO法人）
【18才までのこどもがかけるでんわ】
０１２０－０８１－８１２
０１２０－９９－７７７７

○ こどもでんわそうだん（広島弁護士会）
０９０－５２６２－０８７４

○ 子どもの人権110番（広島法務局）
０１２０－００７－１１０
インターネットからもそうだんできます。（「子どもの人権110番」で検索）

○ ヤングテレホン広島（広島県警）
０８２－２２８－３９９３

○ 少年サポートセンターひろしま
０８２－２４２－７８６７

○ 少年サポートセンターふくやま
０８４－９２５－７０１１

○ こころのライン相談@広島県（広島県）

こころのライン相談@広島県	検索

○SNS（LINE）による人権相談（広島法務局）

SNS 人権相談	検索

18　夏季休業期間中の生徒指導及び教育相談体制を確立する

（参考URL１、３、10、18、19、22、23）

夏季休業期間中に発生した問題行動等への対応について、あらかじめ教職員間でその指導の進め方を確認し、必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど、迅速な対応が出来るよう生徒指導体制を確立しておく。

また、平成27年４月６日付け「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」の趣旨を踏まえ、夏季休業期間中も学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向け、定期的に本人や保護者と連絡を取り合い、教職員が組織として情報を共有し、対応する。

発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒についても本人や保護者とも連携を十分に行い、情報共有を行っておくこと。

19　夏季休業期間終了後の指導の充実を図る

(1) 状況把握と早期対応について

夏季休業期間終了後、学級・ホームルーム担任を中心として、児童生徒一人一人の健康状態、学習態度、出欠席、服装等の状況を把握し、変わった様子が見られる場合には、校内で情報共有するとともに、保護者と連携し早期に適切な指導を行う。

また、長期休業明けに児童生徒の自殺者数が増加する傾向にあり、児童生徒の心身の状況

の変化等への十分な留意が必要であるため、校内における教育相談体制を確立し、不安や悩みを抱える児童生徒の状況把握を行い、1 人で悩みを抱え込まないよう相談窓口の周知徹底を行う。

⑵ 評価と展望について

夏季休業期間終了後、できるだけ早い時期に、児童生徒一人一人が、自己の夏季休業中の生活全般についての評価ができるような機会を設けるとともに、研究発表会、作品展示会を開催するなどし、新学期の学校生活に意欲的に取り組もうとする態度が育つよう指導する。

《主な参考資料》

【参考資料】広島県教育委員会①

生徒指導資料	発行年月
生徒指導資料No.１（改訂版）窃盗・万引	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.２（改訂版）シンナー等の悪用	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.４（改訂版）家出	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.６（改訂版）性に関する問題行動	平成 ２年 ４月
生徒指導資料No.９（改訂版）喫煙	平成 ５年 ７月
生徒指導資料No.12　いじめ	平成 ７年 ３月
生徒指導資料No.13　暴力行為	平成 ７年 ７月
生徒指導資料No.14　覚せい剤等の薬物乱用防止	平成 ８年 ７月
生徒指導資料No.15　テレクラ等の被害防止	平成 ９年 ６月
生徒指導資料No.16　暴力行為の未然防止について	平成 ９年 ７月
生徒指導資料No.17　学校・家庭・地域の連携について	平成 ９年12月
生徒指導資料No.18　金銭強要（恐喝）について	平成10年 ９月
生徒指導資料No.19　暴走族追放について	平成11年 ９月
生徒指導資料No.20　危機管理について	平成12年 ２月
生徒指導資料No.21　家庭・地域との連携の在り方	平成12年 ９月
生徒指導資料No.22　出会い系サイト等の被害防止について	平成13年10月
生徒指導資料No.23　対人関係能力の育成について	平成14年12月
生徒指導資料No.24　生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について	平成16年 １月
生徒指導資料No.25　（改訂版）高等学校における問題行動への対応について	平成16年10月
生徒指導資料No.26　万引きなど窃盗等の実態と対応について	平成16年11月
生徒指導資料No.27　生徒指導重点校の取組について	平成17年 ９月
生徒指導資料No.28　（改訂版）いじめ問題への取組みの徹底のために	平成18年12月
生徒指導資料No.29　携帯電話等ＩＴ機器の適切な使用に関する指導の在り方について	平成19年10月
生徒指導資料No.30　豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について ～社会奉仕体験活動を通して～	平成19年12月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル　～サイバー犯罪被害防止～	平成20年 ７月
生徒指導資料No.31　（改訂版）望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について	平成21年 ３月
生徒指導資料No.32　児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について	平成21年10月
生徒指導のてびき（改訂版）	平成22年 ３月
生徒指導資料No.33　生徒指導に係る保護者との適切な連携の在り方について	平成22年 ９月
生徒指導資料No.34　不登校対策実践指定校の取組について	平成24年 ２月
生徒指導資料No.35　児童生徒の命を守る指導の在り方について	平成25年 ８月
生徒指導資料No.36　児童生徒の心の回復力を育成する指導の在り方について	平成26年 ７月
生徒指導資料No.37　学校生活適応プログラムに基づく特別な指導について	平成27年 ２月
生徒指導資料No.38　性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等について	平成28年10月
生徒指導資料No.39　児童生徒の心に寄り添う指導の在り方について	平成29年 ２月
学校現場のためのサイバーセキュリティ必携	平成30年10月
生徒指導資料No.40　ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｸの考え方を踏まえた相談・支援体制の在り方について	平成31年 ３月

【参考資料】広島県教育委員会②

資料名	発行年月
携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル～サイバー犯罪被害防止～の作成について（通知）	平成20年 7月
児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組みの徹底について（通知）	平成20年 8月
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）の送付について（通知）	平成21年 1月
学校における携帯電話の取扱い等について（通知）	平成21年 2月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について（通知）	平成21年 3月
望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について（通知）	平成21年 3月
「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査」について（通知）	平成21年 4月
子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について（通知）	平成21年 6月
児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について（通知）	平成21年10月
子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について（通知）	平成22年 2月
生徒指導のてびき（改訂版）の送付について（通知）	平成22年 3月
学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	平成22年 3月
児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）	平成22年 3月
児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）	平成22年 5月
『生徒指導支援資料２「いじめを予防する」』の送付について（通知）	平成22年 7月
児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）	平成22年 8月
子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画について（通知）	平成22年 8月
生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（通知）	平成22年 9月
「生徒指導提要」、「平成２１年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」の送付について（通知）	平成22年 9月
いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について（通知）	平成22年11月
「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について（通知）	平成23年 2月
児童生徒に対する交通安全教育の徹底について（通知）	平成23年 5月
被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の取組について（通知）	平成23年 6月
携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査結果の概要について（通知）	平成23年 9月
児童虐待防止に関する調査結果及び勧告について（通知）	平成24年 2月
児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について（通知）	平成24年 4月
広島県児童虐待危機管理要領の全部改正等について（通知）	平成24年 5月
いじめの問題への取組の徹底について（通知）	平成24年 7月
県教育委員会委員長の「いじめに関する緊急メッセージ（教職員の皆様へ）」について（通知）	平成24年 7月
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）	平成24年 9月
いじめ等に関する主な通知文と関連資料の送付について（通知）	平成24年 10月
犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）	平成24年 11月
「いじめアンケート」の作成について（通知）	平成24年 11月
「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）	平成24年 12月
児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応について（通知）	平成24年 12月
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）	平成25年 1月
児童虐待に係るチェックリストの活用について（通知）	平成25年 2月
早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）	平成25年 5月
いじめ防止対策推進法の公布について（通知）	平成25年 7月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」の徹底について（通知）	平成25年 8月
いじめ防止基本方針の策定について（通知）	平成25年11月
「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配付について（通知）	平成26年 5月
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（通知）	平成26年 7月
児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の審議まとめ「子供に伝えたい自殺予防」及び「子供の自殺等の実態分析」について（通知）	平成26年 7月
サイバー補導関係資料の送付について（通知）	平成26年 9月
「子供のための情報モラル育成プロジェクト」について（通知）	平成26年10月
「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」に係る保護者向け啓発資料の送付について（通知）	平成27年 2月
教育相談窓口の周知徹底について（通知）	平成27年 3月
連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）	平成27年 4月
「24時間子供ＳＯＳダイヤル」について（通知）	平成27年 5月
道路交通法の一部改正に伴う「自転車運転者講習」の施行及び自転車事故防止の推進について（通知）	平成27年 5月
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」（通知）	平成27年 5月

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について（通知）	平成27年 6月
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）	平成27年 8月
「24時間子供SOSダイヤル」のフリーダイヤル化に伴う番号の変更について（通知）	平成28年 3月
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」について（通知）	平成28年 4月
自殺対策基本法の一部改正する法律の施行について（通知）	平成28年 5月
生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（通知）	平成28年 6月
児童虐待への対応における警察との連携について（通知）	平成28年 6月
児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）	平成28年 7月
位置情報を活用したスマートフォンゲームの使用について	平成28年 7月
不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）	平成28年 10月
平成28年度「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」の配布資料について（通知）	平成28年 11月
長期休業明けの児童生徒の見守り等の強化について（通知）	平成28年 12月
いわゆる「ＪＫビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について	平成29年 4月
「子ども電話相談カード」の配布について（通知）	平成30年 1月
青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットを活用した積極的な広報啓発の推進について（通知）	平成30年 1月
自画撮りに起因する被害抑止等の対応について（通知）	平成30年 3月
エソール広島におけるＬＧＢＴ電話相談実施日拡充に係る周知について（通知）	平成30年 6月
広島県ホームページへの自画撮り被害防止キャンペーンの掲載について	平成30年 8月
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）	平成30年 9月
平成30年度「自殺予防週間」の実施について（通知）	平成30年 9月
「学校現場のためのサイバーセキュリティ必携」の作成について（通知）	平成30年 10月
「いじめ対策に係る事例集」の公表について（通知）	平成30年 10月
児童の性的搾取等に係る被害相談窓口及び支援の周知に関するリーフレット（小学生用）「あなたは気づいていないかも！？」（通知）の周知について（通知）	平成30年 12月
「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（照会）」	平成31年 2月
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」及び「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（通知）	平成31年 3月
「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について（通知）	平成31年 3月
高等学校段階のスマートフォン等の校内への持込みについて（通知）	平成31年 3月
児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップについて（照会）	平成31年 4月
「スマートフォンに係る啓発ポスター」の配付及び掲示について（通知）	令和元年 5月
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の送付について（通知）	令和元年 5月
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）	令和元年 5月
海外修学旅行等の安全確保について（通知）	令和元年 5月
各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（通知）	令和元年 7月
不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）	令和元年 11月
いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「ＪＫビジネス」問題等に関する周知について（通知）	令和２年 4月
学校現場における虐待防止に関する研修教材の送付について（通知）	令和２年 2月
心理及び福祉の専門家による電話相談窓口の開設について（通知）	令和２年 5月
新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）	令和２年 5月
臨時休業期間中の自主登校における気になる児童生徒の状況把握と適切な支援について（通知）	令和２年 5月
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について（通知）	令和２年 7月
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（通知）	令和２年 8月
学校における携帯電話の取扱い等について（通知）	令和２年 8月
「少年サポートセンターふくやま」の移転について ※サポートセンター福山が管轄する区域のみ	令和２年 9月
「インターネットトラブル事例集（2020年版）追補版」の公表について（通知）	令和２年 10月
広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動に係るポスター及び啓発資材の送付について（通知）	令和２年 11月
冬季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について（通知）	令和２年 12月
インターネットの適正な利用に関する啓発活動への協力について（通知）	令和２年 12月
教職員福山分室（こころの相談室）の移転について（通知）	令和３年 1月
「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（通知）	令和３年 2月
インターネットの安全利用に関する研修の実施について（通知）	令和３年 2月
「命の大切さを学ぶ教室」開催校募集に対する協力について	令和３年 3月
学年末及び学年始めにおける児童生徒の指導等生徒指導の充実について（通知）	令和３年 3月

広島法務少年支援センターの地域援助の周知について（通知）	令和３年　３月
いじめ対策・不登校支援等推進事業について（通知）	令和３年　３月
学校における携帯電話の取扱い等について（通知）	令和３年　３月
令和3年度「こころのライン相談@広島県」のチラシの配布について（通知）	令和３年　４月
令和3年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（通知）	令和３年　４月
新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について（通知）	令和３年　４月
児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージについて（通知）	令和３年　５月
子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）	令和３年　５月
令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語募集の周知について（通知）	令和３年　５月
校則の見直し等に関する取組事例について（通知）	令和３年　６月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和３年　６月
令和３年度「青少年の非行・被害防止全国協調月間」の実施について（通知）	令和３年　６月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	令和３年　６月
「いじめ問題24時間相談窓口」カード等の活用について（通知）	令和３年　７月
「教育相談窓口紹介カード（令和３年度版）」の児童生徒への配付について（通知）	令和３年　７月
「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめについて（通知）	令和３年　７月
孤独・孤立対策ホームページの新設にかかる周知について（通知）	令和３年　８月
いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について（通知）	令和３年　９月
令和２年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）	令和３年　10月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和３年　12月
児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る年始の文部科学大臣メッセージについて（通知）	令和３年　12月
ヤングケアラー・若年性認知症の理解促進を目的とした普及啓発用動画の周知について（通知）	令和４年　１月
「教育相談窓口紹介カード（令和４年度版）」の児童生徒への配付について（通知）	令和４年　３月
令和４年度「こころのライン相談@広島県」チラシの配布について（通知）	令和４年　３月
若者向けの性や妊娠などの健康相談支援サイトの周知について（通知）	令和４年　４月
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」の改訂について（通知）	令和４年　４月
成年年齢引き下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（通知）	令和４年　４月
「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて（通知）	令和４年　４月
「e－ネットキャラバン講座」の推進について（通知）	令和４年　４月
通信事業者と協同した犯罪防止教室の実施にかかる周知について（通知）	令和４年　４月
河川水難事故防止に係る取組について（通知）	令和４年　５月
いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）	令和４年　５月
夏季における児童生徒のマスクの着用について（通知）	令和４年　６月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和４年　６月
自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（通知）	令和４年　７月
非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る指導の充実について（通知）	令和４年　７月
児童生徒の見守りと心のケアについて（通知）	令和４年　７月
「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行開始について（通知）	令和４年　７月
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）	令和４年　10月
「生徒指導提要の改訂について」（通知）	令和４年　12月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和４年　12月
「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて」（通知）	令和４年　12月
犯罪防止教室等少年の規範意識向上のための取組への協力について（通知）	令和５年　２月
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）	令和５年　２月
児童生徒の自殺予防について（通知）	令和５年　３月
いじめ重大事態に関する国への報告について（通知）	令和５年　３月
令和５年度「若年層の性暴力予防月間」の実施について（通知）	令和５年　３月
こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力について（通知）	令和５年　４月
「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」解説動画の公表について（通知）	令和５年　４月
特定小型電動機付自転車の利用に関する適切な指導について（通知）	令和５年　６月
「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）	令和５年　７月
「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について」（通知）	令和５年　７月
「いじめ重大事態調査の基本的なチェックリスト」の配付について（通知）	令和５年　７月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和５年　７月
こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの策定について（通知）	令和５年　８月
少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（通知）	令和５年　８月
令和５年度「自殺予防週間」の実施について（通知）	令和５年　８月
学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	令和５年　９月

警察庁作成「痴漢・盗撮被害の深刻・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット」の周知について（通知）	令和５年　９月
いじめ調査アドバイザーの運用開始について（通知）	令和５年　９月
こどもの自殺対策の推進のために（通知）	令和５年　９月
「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」開設の周知について（通知）	令和５年　10 月
令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知）	令和５年　10 月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和５年　12 月
「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集等に係る周知協力について（通知）	令和５年　12 月
子どもの性被害防止に係る啓発リーフレット「ネットには危険がいっぱい！」について（通知）	令和６年　１月
「e-ネットキャラバン講座」の推進について（通知）	令和６年　１月
令和６年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（通知）	令和６年　２月
児童生徒の自殺予防に係る取組及び文部科学大臣メッセージについて（通知）	令和６年　３月
自画撮り被害防止啓発資料の配付に係る協力について（通知）	令和６年　３月
オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について（通知）	令和６年　５月
いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）における「学校・教育機関向け資料集」のホームページ掲載について（通知）	令和６年　６月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和６年　７月
令和６年度「自殺予防週間」の実施について（通知）	令和６年　８月
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）	令和６年　９月
改正道路交通法等の施行を見据えた自転車等の安全利用促進等に関する交通安全教育への協力について（依頼）	令和６年　10 月
令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知）	令和６年　11 月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和６年　12 月
青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（通知）	令和７年　１月
いじめ防止対策の更なる強化等について（通知）	令和７年　１月
犯罪防止教室等少年の規範意識向上のための取組への協力について（通知）	令和７年　１月
令和６年の児童生徒の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について（通知）	令和７年　２月
自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて（通知）	令和７年　３月
新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）	令和７年　３月
令和７年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（通知）	令和７年　３月
青少年インターネット適正利用啓発資料の配付に係る協力について（通知）	令和７年　３月
「生徒指導のてびき」の改訂について（通知）	令和７年　３月
児童生徒等の宗教に関する相談における教育相談等の推進について（通知）	令和７年　４月
こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（通知）	令和７年　５月
自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）	令和７年　７月
児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	令和７年　７月

【参考ＵＲＬ】

No.	資　　料	ＵＲＬ
1	生徒指導資料№1～№40	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/seitosidousiryou.html
2	非行防止教室等プログラム事例集	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm
3	生徒指導のてびき（改訂版）	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/18seitoshidou-tebiki-shiryou-index.html
4	幼児児童生徒の安全を確保するための緊急対策について	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/16anzen-h13-07kanri-index.html
5	サイバー犯罪対策課	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/
6	警察庁　サイバーポリスエージェンシー	https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html
7	広島県道路交通法施行細則改正	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/jitensya-rule.html
8	広島県警察	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/
9	少年情報（非行少年等検挙・補導状況など）	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/syonentoukei.html
10	いじめの問題の解決のために	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/18seitoshidou-ijime-ijime-index.html
11	携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル ～サイバー犯罪被害防止～	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/100896.pdf
12	「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」について	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/18seitoshidou-seitosidou-tuuti-mamorouunndou-index.html
13	高等学校段階のスマートフォン等の校内への持ち込みについて	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/koukousumahomochikominituite.html
14	広島県こども家庭センター	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kodomokateicenter/1170806048844.html
15	TS マーク紹介リーフレット	https://www.tmt.or.jp/safety/index8.html
16	子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
17	教師が知っておきたい子どもの自殺予防	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
18	「生徒指導リーフ」シリーズ	http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html
19	性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）	http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
20	学校現場のためのサイバーセキュリティ必携	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/327150.pdf
21	いじめ対策に係る事例集	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
22	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
23	「学校現場における虐待防止に関する研修教材」	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
24	ヤングケアラーについて	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008_00003.htm
25	性被害ワンストップセンター広島	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/
26	いのち支える自殺対策推進センター	https://jscp.or.jp/

27	広島県ｅラーニング非行防止チェック	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdSiUYL7vzna2Bw_DhyBFcDDnSDGIf4I4B-dKbk_NXAqG_TAw/viewform?usp=dialog